

令和 2 年度 英語力向上プラン事業補助金

評価表

NO.

62

所管部課名	学校教育課		担当者	前田 隆盛				
事務事業名	英語力向上プラン事業							
根拠法令								
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
令和 2 年度 予算額	850 千円	国県支出金 千円	一般財源 850 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	鹿児島学習定着度調査結果（中学校 2 年英語平均通過率）		70%		令和 7 年度			
成果指標②	中学校卒業時における英語検定試験 3 級以上の取得率		55%		令和 7 年度			
補助対象者	薩摩川内市教科部会英語部会							
補助対象経費	大会出場旅費、指導者への旅費・謝金、会議費及び消耗品費等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	(1) 県・地区・市段階の英語発表大会に甑島地域から出場する生徒・指導者への旅費助成 (2) 英語サマーキャンプ （小学校 5・6 年生と中学 1 年生の希望者を対象とした宿泊研修を少年自然の家で実施） （外部講師や外国語指導助手等による集中的な英語力向上のための活動や学習を行う） (3) 特に必要であると認められる教材等の開発・作成							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	850,000円							
上記項目の 積算方法	補助対象経費の合計額（予算の定める額以内）							
補助を受ける 事業（団体）等 の 決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	248,501	21.6%	212,013	19.6%	241,511	22.7%
		会費収入	248,500	21.6%	212,010	19.6%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	241,510	22.7%
		寄付金・その他助成	1	0.0%	3	0.0%	1	0.0%
		市補助金	900,000	78.4%	866,640	80.3%	821,957	77.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
	支出	（前年度繰越金）		0.0%	633	0.1%		0.0%
		計	1,148,501	100.0%	1,079,286	100.0%	1,063,468	100.0%
		事業費	1,148,501	100.0%	1,079,286	100.0%	1,063,468	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,148,501	100.0%	1,079,286	100.0%	1,063,468	100.0%
支出計/前年度支出計				94.0%		98.5%		
自己資金/前年度自己資金				85.3%		113.9%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数								
成果指標の推移①		56.80		48.6		56.3		
成果指標の推移②		30.4		41.4		44.3		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成 2 9 年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】 特になし 【事業のPR方法】 学校への文書による直接案内 【費用対効果】 特になし 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	未来を担う児童生徒の「外国語」への興味・関心・意欲・学力等を育成することにより、将来にわたり本市発展に大きく寄与する人材を育成するものである。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	英語力の向上を目的として本市に勤務する学校職員（英語科教員）が組織する団体への補助であり、その活動補助として必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	社会のグローバル化に対応できる人材の育成は急務であり、また、本市が国際交流の推進に取り組んでいることから将来、国際社会の中で生きていくために英語の基礎的基本的な学力を身につける有効な手段である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が行うより、英語の専門性を有する英語科教員で企画・運営等を行なうことが、より現実的で効果が期待できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	英語の専門性を有する英語科教員で企画・運営等を行なうことが、より現実的で効果が期待でき、各種の英語事業を推進したり、研修を充実がなされている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	経費の執行に関しても明確に規定されており、公費充当が著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後グローバル社会で活躍する児童生徒の英語力の育成を目指し、今後も英語力向上プラン事業を充実させていきます。 そのため、小学1年からの英語教育を今後も継続していくとともに、専門的に英語指導のサポートを行う英語指導支援員（E S T : English teaching Support Teacher）を活用し、学級担任と共同で授業を行う（ティーム・ティーチング）により効果的な指導を行っていきます。（教育振興基本計画）		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ ア 英語サマーキャンプの実施 イ 中学校英語発表会の実施 ウ 英語検定試験の支援		≪まとめ≫

英語力向上プラン事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる英語力向上プラン事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 英語力向上プラン事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 英語力向上プラン事業補助金の交付を申請した薩摩川内市教科部会英語部会（以下「補助事業者等」という。）が、薩摩川内市の児童生徒の英語力の向上のため実施する事業であること。
- (2) 補助事業者等が実施する事業は、あらかじめ薩摩川内市教育委員会学校教育課と協議済みであること。

(補助金の額)

第3条 英語力向上プラン事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第4条 英語力向上プラン事業補助金は、次に掲げる事業のうち、大会出場旅費、指導者への旅費・謝金、会議費及び消耗品費等に要する経費について交付する。

- (1) 県・地区・市段階の英語発表大会
- (2) 英語サマーキャンプ
- (3) 特に必要であると認められる教材等の開発・作成

(交付の申請)

第5条 英語力向上プラン事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 英語力向上プラン事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

- (2) 当該申請者に英語力向上プラン事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 英語力向上プラン事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 英語力向上プラン事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 県が実施する「基礎・基本」定着度調査の結果
(2) 実用英語技能検定試験への合否状況
(補助事業者等の責務)

第9条 英語力向上プラン事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。